



2024年4月24日

各 位

会社名 株式会社オートバックスセブン
代表者名 代表取締役 社長 堀井 勇吾
(コード：9832 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR部長 平賀 則孝
(TEL 03-6219-8718)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2024年4月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の改定に関する議案を2024年6月27日開催予定の第77期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、第7号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、株式の長期保有を促すことで中長期的な業績向上と企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、中長期的な視野に立った経営を行うためのインセンティブを付与することを目的として、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」）に対して本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において「割当を受けた日より当社の取締役を退任し当社および当社の子会社を退職した直後の時点までの期間」とすること、また、これに伴い本制度における無償取得事由および譲渡制限の解除についても必要な改定を加えることを付議いたします。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

2. 本制度改定の目的および条件

本改定は、対象取締役が退任した後も、当社および当社の子会社を退職するまで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させることを目的とするものであります。本改定は、対象取締役の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

上記の改定点の他に、本制度の内容に変更はございません。導入時の本制度の内容については、2019年4月26日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上